

指導鑑定士 各位

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
実務修習運営委員会

## 閲覧データの廃棄について (ご案内)

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は実務修習の運営に関し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、閲覧データ等の個人情報を含む資料の取り扱いにつきましては、既にご指導いただいているかと存じますが、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の一部改正(令和4年4月1日施行)を受け、改めて当委員会から安全管理措置を策定し、実務修習を適切に実施していきたいと考えております。

そこで、第16回修了考査を受験された実務修習生を指導されている指導鑑定士各位におきましては、REA-Jirei由来の事例(閲覧データ)の廃棄に関して、別添の内容をご確認の上、以下の対応を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

### (1) 実務修習生に閲覧データを紙媒体で貸与している場合

実務修習生から閲覧データを受け取った後、貸与した閲覧データがすべて揃っているかをご確認の上、実務修習生が第16回修了考査(もしくは一号再考査)の結果を受け、閲覧データが必要ないと判断されるまで、情報漏洩に配慮しながら保管してください。第16回修了考査(もしくは一号再考査)の結果を受け、閲覧データの貸与は不要であると判断された時点で、再生不可能な方法(溶解やクロス処理シュレッダーなど)で廃棄をしてください。

### (2) 実務修習生から閲覧データをデータファイルで貸与している場合

実務修習生に対し、閲覧データを実務修習生自身の端末から完全に削除したかをご確認ください。

### (3) 一号再考査について

一号再考査の試験勉強のために再度閲覧データが必要と判断された場合は、必ず紙媒体で、直接の手渡しもしくは受取記録(簡易書留等)の残る方法による郵送のいずれかで再度貸与してください。その際、再度貸与した日付及び対象の事例管理番号を記録してください。一号再考査終了後2週間以内に実務修習生から直接の手渡しもしくは受取記録(簡易書留等)の残る方法による郵送のいずれかで返却され次第、貸与した閲覧データがすべて揃っているかをご確認の上、再生不可能な方法(溶解やクロス処理シュレッダーなど)で廃棄をしてください。

(4) その他

実務修習生が廃棄に関しての指示に従わない場合、またご不明点等については、  
本会（研究・研修課）宛てにお問い合わせください。

敬具

令和5年2月3日

第16回修了考査受験者各位

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
実務修習運営委員会

## 閲覧データの廃棄について（ご案内）

実務修習では、一般実地演習の受講にあたり、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会が提供する REA-Jirei 由来の事例（閲覧データ）により指導を受けることを認めています。

当委員会では、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の一部改正（令和4年4月1日施行）を受けて、個人情報が含まれる閲覧データの取扱いを含めた実務修習の適切な実施方法について、安全管理措置を策定しています。

第16回修了考査を受験された実務修習生各位におかれましては、この安全管理措置のうち、下記の「閲覧データの廃棄」に関する項目が対象となりますので、ご確認ください。

閲覧データ等、個人情報について、適切な安全管理措置がなされない場合は、上記法令に抵触する可能性がありますので、下記事項を必ず順守してください。

### (1) 閲覧データを紙媒体で受け取っている場合

受け取った閲覧データのすべてについて、第16回修了考査終了後 2週間以内 に 指導鑑定士に返却 してください。返却方法については、指導鑑定士への直接の手渡しもしくは受取記録（簡易書留等）の残る方法による郵送のいずれかを採用してください。（指導鑑定士が受け取り確認後、適切な方法で廃棄します。）

### (2) 閲覧データをデータファイルで受け取っている場合

受け取った閲覧データのすべてについて、第16回修了考査終了後 2週間以内 に 自身の端末（コンピューター、タブレット等）から完全に削除（ごみ箱のフォルダー内を含む。） してください。削除後、指導鑑定士へその旨を報告してください。

### (3) 一号再考査について

一号再考査を受験することとなり、試験勉強のため閲覧データが再度必要となった場合は、その都度必要な数に限定して指導鑑定士から受け取ってください。受け取り方法は、指導鑑定士からの直接の手渡しもしくは受取記録（簡易書留等）の残る方法による郵送のいずれかを採用した 紙媒体のみ 認めます。その後は(1)と同様の手順で指導鑑定士へ返却してください。

### (4) その他

ご不明点等については、本会（研究・研修課）宛てにご連絡ください。

以上